

経過・概要

昨年5月に旧田布施工業高校への庁舎移転の取り下げを行った後、本庁舎の耐震補強設計ならびに教育委員会や保健センターも含めた新築庁舎配置などの検討資料を作成し、町議会および町議会の庁舎問題等調査研究特別委員会ならびに住民代表で構成する庁舎問題等検討町民委員会と協議を重ねました。

その結果、本庁舎については耐震補強することとし、今年度、実施設計を行い、来年度に工事を実施することとなりました。

この耐震補強は、仮設庁舎を建設しないで、現庁舎で業務を継続しながら工事を実施することを前提にしています。また、エレベーター新設、バリアフリー化、非常用発電機設備工事なども併せて行い、長寿命化を図るため外壁改修・防水・塗装工事なども行う予定で、総事業費は全体で約3億円と見込んでいます。

今後の対応

国は、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替事業を促進するため、今年度から平成32年度までの4年間、交付税措置のある地方債制度を創設しました。町では、本庁舎の耐震化工事後、老朽化や耐震化の問題を抱える中央公民館の整備や、本庁から離れて場所がわかりにくい保健センターの問題を解決するため、第2庁舎（仮称）を新築する案を早急に検討することとしています。今後、プランなどを作成し、各種団体との意見交換や住民説明会などを開催していく予定です。



▲耐震補強計画イメージ図

障がい者の福祉についての関心と理解を深めましょう

12月3日（日）～9日（土）は『障害者週間』です

『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）』が、平成24年10月1日に施行されています。

この法律では、障害者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人に、通報義務を課しています。障害者虐待に気付いた人は、速やかに町役場または障害者虐待防止センターに通報をお願いします。

◇障がい者の虐待に関する相談・通報窓口

- ・柳井圏域障害者虐待防止センター
☎ 52-2678（24時間対応）
- ・町民福祉課 福祉係
受付時間
午前8時30分～午後5時15分
（土日・祝日・年末年始を除く）
☎ 52-5810

障害者虐待防止法では、『障害者虐待』を次のように区分しています。

- ・養護者による虐待
- ・障害者福祉施設従事者による虐待
- ・使用者（雇用主など）からの虐待

◇具体的な障害者虐待の例

- ①身体的虐待
とても熱いものを食べさせられる・部屋から出してもらえない など
- ②性的虐待
お尻や胸をさわられる・裸の写真を撮られる など
- ③心理的虐待
どなられる・悪口やひどいことを言われる など
- ④経済的虐待
お金をとられる・お金を渡してもらえない など
- ⑤放任・放棄（ネグレクト）
お風呂に入らせてもらえない・ごはんを食べさせてもらえない など